

公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年3月28日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成29年度

部局名： 商工観光労働部

指摘事項等			措置状況等	
指摘事項	事務監査	契約事務	契約事務において、協定書に協定日の記載がないものがある。	ご指摘の協定書については、協定日を記載しました。
指摘事項	財務監査	物品取扱事務	備品台帳に登録されているカメラが、所在不明になっているものがある。	ご指摘の備品は、現物の所在が確認できなかったため、取得時期、耐用年数等を踏まえ、物品取扱規則に基づき、不用品処分の手続きを行った上で、備品台帳の修正を行いました。